移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　田原本町移住支援事業に関する報告及び調査について、町から求められた場合には、それに応じます。

２　移住支援金の支給要件や居住状況を確認するため、町が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

３　就業証明書の内容が真正であることを確認するため、町が証明内容について事業所へ照会することに同意します。

４　以下の場合には、田原本町移住支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき移住支援金の交付の決定の全部又は一部が取り消されても異議ありません。また、既に移住支援金が交付されているときは、定められた期日までに、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき：全額

（２）申請日から起算して３年を経過する日前に町から転出したとき：全額

（３）申請日から起算して１年を経過する日前に交付要綱第３条第１号イからエまでに掲げる要件を満たさなくなったとき：全額

（４）奈良県が実施する起業家支援事業費補助金の交付の決定を取り消されたとき：全額

（５）交付要綱第８条の規定による報告の求めに従わなかったとき、又は調査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき：全額

（６）申請日から起算して３年を経過する日から起算して５年を経過する日までの間に町から転出したとき：半額

５　以下の事項の全てに該当します。

（１）申請者（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む２人以上の世帯員全員）が暴力団等又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

（２）申請者が日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（３）過去に交付要綱による移住支援金の交付を受けていないこと。